

茨城の教育

2021年地公労交渉妥結 (11/26)

今年の地公労交渉は、11月15日の第3回交渉で妥結の予定だった。しかし、自民党政府が9月以降臨時国会を開かず、人事院勧告に対する閣議決定がなされていないことを理由に、県当局は第3回交渉で妥結ができないことを表明した。

その後、11月24日の政府の閣議決定を受けて11月26日に地公労交渉が再開され、夕方6時30分に妥結した。主な妥結内容は以下の通り。

マイナス面

(1) ボーナスの期末手当の引き下げ（年間0.15月、再任用職員は同0.1月）
 ＊今年の妥結が県議会開会後であることから、12月の削減ができず、来年2022年6月の期末手当から減額調整することになった。
 ＊今年退職する教職員や来年初めて再任用になる教職員の場合、減額をどうするかについては国の動向を見た上で、地公労と協議の上決定することになった。

(2) 主幹教諭、指導教員の新設に伴い、特2級の給料表を新設する。

＊給料表が新設されたものの、茨高教組は主幹教諭や指導教諭についての運用について合意していない。

＊主幹教諭、指導教諭について校長は事前に全く説明を受けておらず、教職員に全く説明できない状態。しかし、県教育委員会は22年4月から主幹教諭、指導教諭の配置を始めたいとしている。

プラス面

(1) 短期不妊治療休暇を、現行6日から10日に拡充。

(2) 会計年度雇用職員（非常勤職員等）の休暇制度の改善

①有給休暇として短期不妊治療休暇（10日間）を新設。

②療養休暇を有給休暇とする。

③年次休暇の付与方法の改善。採用時に5日付与され、6ヶ月勤務時点で付与合計10日とする。ただし、勤務日数によって休暇

茨城県高等学校教職員組合
 水戸市平須町1番93
 Tel 029-305-3075
 e-mail iba-kou@ihfsu.net
 HP https://ihfsu.net/

日数は異なる。

④妊産婦の健康診査、保健指導、妊娠中の通勤緩和に関する特別休暇を有給休暇とする。

(3) リフレッシュ休暇取得緩和
 ①今年度中に取得対象の職員→特例で取得期間を2023年3月31日まで延長。

②昨年度中に取得対象の職員→特例で取得期間を2022年9月30日まで延長。

(4) 通勤手当の距離区分の改善（2022年1月1日から）

①2km刻みの距離区分を「2km以上70km未満」から「2km以上80km未満」に拡大。

②70km以上の交通用具通勤者は、140名。現行では70kmも80kmも手当は同額だが、今回の改善によって80kmまでは手当額が距離に比例する。

その他

①定年延長制度運用に伴う職員の勤務条件は、2023年4月から円

滑に制度移行できるよう任命権者別の協議を行い、今年度内に成案を得たい。定年延長後の給与額、勤務形態（フルタイムかどうか）等について今後協議の上で決定される。

②女性活躍及び両立支援については、引き続き地公労と協議を行い、子育て応援・女性活躍推進プランの着実な実行を図るとともに、男女職員の仕事と生活の両立支援に取り組んでいく。

③パワーハラスメント防止策については、労働施策総合推進法（パワハラ防止法）・人事院規則改正の趣旨を踏まえ、引き続き適正な運用に努める。

オンラインで教育条件交渉 (9/30)

9月30日、県独自の緊急事態宣言のなか、重点項目を絞ってのオンラインで、教育条件交渉交渉を行いました。要求書に対して県からの文書回答を受けての交渉となりました。以下、県からの回答、オンラインの交渉内容（※）、さらに追加質問に対する回答です。

【要求3】勤務実態調査結果に基づいて、超過勤務が起きないよう教職員数を大幅に増員し、各学校の実情に応じて加配すること。

【回答3】教職員の配置につい

ては、県全体の教職員定数の範囲内で、各学校に教職員を適正に配置している。県全体の教職員定数を超過して、各学校に教職員を加配することは困難である。しかし、超過勤務が発生していることは把握しており、原因を分析して業務改善するよう指導を続けていく。

【要求4】教育活動に必要な教職員は正規採用を基本とし、定数内の臨時教職員の配置は行わないこと。代替配置の遅れや未配置をすみやかに解消すること。また、臨時教職員の賃金・労働条件を改善し、正規教職員との均等待遇をすすめること。さらに、教育条件改善の観点から臨時教職員が3月31日まで教育活動に参加できるよう任用の空白期間を無くすこと。

【回答4】2017年度より新規採用者を160名に増やし、正規採用者の確保に取り組んでいる（2022年度は130名の予定）。定数内の臨時教職員の配置は、学校統廃合や学級減等による定数減に対するため一定数は必要であり、ご理解願いたい。代替配置の遅れや未配置については、各校の校長と連携を密にして、教員採用の説明会や臨時的任用教員説明会の実施、ホームページでのさらなる周知、県内外の大学や近隣他県教委との連携等により、すみやかな解消に向けて取り組



んでいるところである。臨時教職員の賃金・労働条件については他県の動向を注視し、必要な情報収集を実施し、検討してまいりたい。また、臨時教職員の任用期間については、3月31日までの任用を含め慎重に検討していく。

※定数内の臨時教職員の配置理由を、学校統廃合や学級減等による定数減に対するためという県の回答に対して、臨時教職員がいなくては学校運営に支障をきたす現状を踏まえて、撤回を求めました。

また、空白の4日間については、これまで継続して要求し続けてきた結果、今年度末から解消されることとなりました。

【要求6】高校に在籍する発達障害など、特別な支援を必要とする生徒の教育条件を保障するために、該当校の教職員の加配を行うこと。

【回答6】今年度、通級指導を実施している3校については加配を行っている。教職員の配置については、県全体の教職員定数の範囲内で、各学校に教職員を適正に配置している。県全体の教職員定数を超えて、各学校に教職員を加配することは困難である。しかし、「発達障害等により特別な支援を必要とする生徒」が各校に少なからずいることは認識しており、特別支援教育巡

回相談や高等学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会との連携協力体制の強化を一層図るとともに、今後も加配措置が可能となるよう国に働きかけてまいりたい。

【要求7】外国籍の生徒が日常生活に必要な日本語を修得するための授業を設定すること。

【回答7】現在、学校設定科目を設定し、日本語指導が必要な生徒への支援を行いながら授業を実施している学校がある。

また、グローバル・サポート事業により、学校の要請に応じて、通訳・翻訳サポートスタッフや日本語指導アドバイザーを派遣し、各学校の日本語指導と支援体制の充実を図っているところである。

なお、令和4年度から、石下紫峰高校と結城第一高校において、外国人生徒等に応じた学習支援体制の構築等を行う予定である。

【追加質問7】学校設定科目を設定して日本語指導が必要な生徒への支援を実施している学校は？

【回答】全日制では、石下紫峰高校や筑波高校が、学校設定科目のなかで、日本語指導が必要な生徒への支援もしている。

【要求9】生徒や学校の実態を考慮し、各学校の要望を踏まえてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを手厚く

配置すること。

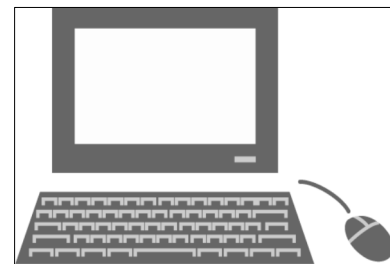
【回答9】各学校の要望をもとに、学校や生徒の実情を踏まえ、スクールカウンセラーの全校配置、スクールソーシャルワーカーの派遣を行っている。今後も、生徒たちの不安や悩みの早期解消・早期対応を図るため、学校の要望を踏まえながら、事業を継続できるように鋭意努めてまいりたい。

【追加質問9】スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人数は？

【回答】スクールカウンセラーは56名、スクールソーシャルワーカーは20名です。

【要求12】特別支援学校の教育条件の改善について、2022年より施行される予定の「特別支援学校設置基準」を踏まえて、教室不足や過大過密を解消するための改善策を具体化すること。

【回答12】特別支援学校設置基準については、案は示されているものの、現時点においては国において策定中の段階であり、設置基準が策定されれば、それ



を踏まえ教室不足などを解消するための改善策について、引き続き検討してまいりたい。

【要求13】児童生徒数が200人を超えている学校について、余裕をもって給食の調理ができているかを調査し、実情に応じて厨房の拡張などの改善を進めること。

【回答13】施設の改修については、各学校からの要望を基に限られた財源の中で、緊急性、重要性を勘案して予算配分を検討していく。

【要求14】特別支援学校のスクールバスを通学時間が60分以内になるようにすること。また、子どもの障害の状況にあった乗車人とする。さらに、感染症リスクを減らすため大幅な増車により、乗車時間の短縮と乗車人数を減らすこと。

【回答14】スクールバスの運行については、乗間車する児童生徒数及び障害の状況等を考慮しながら、適切な運行に努めており、今年度は、バス利用の生徒増加及び運行時間の関係で3台増車したところある。来年度に向けては、8月上旬に各校からヒアリングを行い、適切な対応を検討していく。今後も引き続き、各校からのヒアリング状況を踏まえた運行コースの見直しを行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮しながら、必要

に応じた対応を検討してまいりたい。

【要求17】現場の声に基づいて教育情報ネットワーク、統合型校務支援システムの改善を進め、業務効率が向上するようにすること。

【回答17】教育情報ネットワークについては、学習管理及び各種ツール等の活用を促進するため、令和4年9月から新システムを稼働予定である。

統合型校務支援システムについては、更新時など現場からの要望を検討したうえで、改善に努めてまいりたい。

【追加質問17】令和4年9月稼働予定の教育情報ネットワークの更新の概要は？

【回答】GoogleWorkspace for Education fundamentalsをベースとした認証システムを予定している。また、現行システムで提供している組織アドレスや文書通知、アンケート機能等については、Googleのアプリを活用して同等のサービスの提供を予定している。

・校務支援システムにおける令和4年度以降の教育課程改定にかかわる対応について

【質】教科・科目の県教委が登録する部分はいつ頃行われるか？

【回】例年通り、2月上旬を予定している。

*その他の要求・回答は次号で。